

仕様書

1 業務名

東新天地自転車等駐車場低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処分業務

2 業務の目的

本業務は、東新天地自転車等駐車場で保管している低濃度PCB廃棄物を、関係法令等に基づき、安全かつ適正に保管場所から収集運搬し、処分することを目的とする。

3 契約期間及び履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務の対象となる低濃度PCB廃棄物

(1) 委託する産業廃棄物の種類、数、保管場所

別表及び別図のとおり

(2) 輸入廃棄物の有無

輸入廃棄物：無

5 業務内容

(1) 収集運搬

ア 保管場所において、低濃度PCB廃棄物を収集し、受注者の処理施設まで運搬し、荷降ろしを行うこと。なお、収集運搬過程においては、低濃度PCB廃棄物の積替えを行わないものとする。

イ 受注者は、収集運搬を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事由等により、書面にて発注者の承認を得て、関係法令等で定める再委託の基準に従って委託する場合は、この限りではない。

(2) 処分

ア 前記(1)で収集運搬した低濃度PCB廃棄物を、関係法令等に従って適切に処分すること。

イ 受注者は、処分を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事由等により、書面にて発注者の承認を得て、関係法令等で定める再委託の基準に従って委託する場合は、この限りではない。

6 委託業務実施計画

(1) 受注者は、契約締結後速やかに、委託業務実施計画書及び運搬計画の分かる資料を書面で発注者に提出し、承認を受けること。なお、履行期間中に計画の変更があった場合も同様とする。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに、現場責任者及び従事者の氏名等を発注者に書面で提出し、承認を受けること。なお、履行期間中に現場責任者及び従事者の変更があった場合も同様とする。

7 委託業務実施報告

受注者は、業務完了後、委託業務実施報告書を速やかに作成し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び作業状況の写真と併せて、発注者に提出し、業務完了報告を行うこと。

8 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、認定証又は許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付することとする。また、下記に記載の認定事項又は許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付することとする。

【認定証の場合】

- ア 産業廃棄物の種類： _____
イ 収集又は運搬の有無： _____
ウ 認定番号： _____

【許可証の場合】

ア 収集運搬に関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 許可都道府県・政令市： _____ | 許可都道府県・政令市： _____ |
| 許可の有効期限： _____ | 許可の有効期限： _____ |
| 事業範囲： _____ | 事業範囲： _____ |
| 許可の条件： _____ | 許可の条件： _____ |
| 許可番号： _____ | 許可番号： _____ |

イ 処分に関する事業範囲

[特別管理産業廃棄物]

- 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

9 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、低濃度PCB廃棄物を次のとおり処分する。

- (1) 事業場の名称： _____
(2) 所在地： _____
(3) 処分の方法： _____
(4) 施設の処理能力： _____

10 最終処分場所、方法及び処理能力

低濃度PCB廃棄物の最終処分（予定）は次のとおりとする。

- (1) 最終処分先の番号： _____
- (2) 事業場の名称： _____
- (3) 所在地： _____
- (4) 処分の方法： _____
- (5) 施設の処理能力： _____

11 適正処分に必要な情報の提供

- (1) 発注者は、低濃度PCB廃棄物の適正な処分のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供する。
 - ア 低濃度PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - イ 通常の保管状況の下での腐食、揮発等低濃度PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - エ その他低濃度PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (2) 発注者は、委託契約期間中、適正な処分及び事故防止等の観点から、低濃度PCB廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- (3) 発注者は、低濃度PCB廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載し、記載漏れ等がある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

12 発注者・受注者の責任範囲

- (1) 受注者は、低濃度PCB廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、以下ア～エの他、関係法令等に基づき、適正に処分しなければならない。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - イ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
 - ウ 低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン－焼却処理編－（令和2年10月改訂、環境省）
 - エ 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（令和元年12月、環境省）
- (2) 受注者が、前記(1)の業務の過程において法令等に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
- (3) 受注者が前記(1)の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（PCB廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
- (4) 前記(1)の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（PCB廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

13 業務の一時停止

- (1) 受注者は、低濃度PCB廃棄物の適正処分が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。
- (2) 発注者は、受注者から前記(1)の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

14 契約の解除

- (1) 発注者及び受注者は、相手方が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- (2) 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた低濃度PCB廃棄物について、処理が未だ完了していないものがあるときは、発注者又は受注者は、次の措置を講じなければならない。

ア 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- (7) 受注者は、解除された後も、低濃度PCB廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、残っている低濃度PCB廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (8) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (9) 前記(8)の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処分の低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分を行わせるものとし、その負担した費用等の償還を受注者に対して請求することができる。

イ 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処分の低濃度PCB廃棄物を発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

15 その他

- (1) 本仕様書の内容について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 業務遂行にあたり、関係法令上必要な届出等については、受注者において行うこと。
- (3) 受注者は、作業中は、PCB漏れ等の事故が発生しないよう、常時十分な注意を払うこと。万一、PCB漏れ等の事故が発生した場合は、受注者の責任において、直ちに汚染防止の措置を講じるとともに、発注者に報告し、補修作業を実施すること。
- (4) 受注者は、騒音、振動、粉塵等で近隣に迷惑をかけることのないよう、実施方法や実施時間に十分注意すること。

- (5) 受注者は、業務を行う場所や周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、必要に応じて交通誘導警備員等を配置し、事故発生を未然に防止すること。
- (6) 敷地内等の施設及び器物を滅失・毀損しないよう注意すること。なお、受注者の責めに帰すべき理由により損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うこと。